



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
4月4日
第602号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	2

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出を取り下げる旨の公告(中小企業支援課).....	2
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課).....	3

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(東近江).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部、湖北).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(南部).....	4

○ 公安委員会公告

技能検定員審査および教習指導員審査実施公告(運転免許課).....	4
-----------------------------------	---

○ 正 誤

※令和7年3月31日付け号外(3)滋賀県警察本部訓令第1号中.....	6
-------------------------------------	---

告 示

滋賀県告示第154号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
栗東市訪問介護事業所	栗東市安養寺190番地	栗東市長 竹村健	栗東市安養寺一丁目13番33号	訪問介護	2571200209	令和7.3.31

滋賀県告示第155号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和7年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
放課後等デイサービスしんば平松	湖南省平松北三丁目4	株式会社きりのき	湖南省菩提寺西一丁目2番16号	放課後等デイサービス	令和7.4.1	2552300168

滋賀県告示第156号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
長浜市こども療育センターわかば園	長浜市内保町480番地3	長浜市	長浜市八幡東町632番地	児童発達支援	2550300012	令和7.3.31
放課後等デイサービスマネビー	長浜市川崎町207番地1	合同会社MANEBU	長浜市川崎町207番地1	児童発達支援	2550300285	令和7.3.31
こばんはうすさくら東近江教室	東近江市妙法寺町629番地3	スターデンホーム株式会社	彦根市平田町816番地16	児童発達支援 放課後等デイサービス	2550500157	令和7.3.31
か〜む	愛知郡愛荘町川原702	社会福祉法人青い鳥会	彦根市高宮町2671	放課後等デイサービス	2551700038	令和7.3.31
ハッピーキッズ湖南	湖南省石部東一丁目3-6 グランドール 壺番館	仁愛株式会社	湖南省石部東一丁目3-6 グランドール 壺番館	放課後等デイサービス	2552300143	令和7.3.31

滋賀県告示第157号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
訪問看護ステーションぐりーぶ	長浜市月ヶ瀬町525番地	訪問看護	—	令和6.11.1
カナル調剤薬局唐崎店	大津市唐崎二丁目11番3号	薬局	中島 多恵	令和7.2.1
ナースステーションひより真野店	大津市真野四丁目21-30奥 出ビル1F-B号室	訪問看護	—	令和7.2.1

公 告

大規模小売店舗の変更の届出を取り下げる旨の公告

令和7年3月7日付大規模小売店舗の変更の届出の公告において公告した大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出について、次のとおり取り下げの届出があったので公告する。

令和7年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 BRANCH大津京 大津市二本松字立原48番1ほか11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北哲弥
- 3 取下げの理由 変更する事項に追加する項目が生じたため
- 4 取下げの届出があった日 令和7年3月19日

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永賢一	犬上郡甲良町大字在士字蔵貝戸341番1、342番1、342番4、346番3、347番1、348番1、349番1	4,490.84㎡	令和7.3.24	6591

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年4月4日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
東近江市社会福祉協議会デイサービスセンターゆうあいの家	東近江市永源寺高野町437番地	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 会長 大塚ふさ	東近江市今崎町21-1	通所介護	2570500310	令和7.3.31
きぬがさ訪問介護事業所	東近江市五個荘川並町322番地	社会福祉法人グロー 理事長 牛谷正人	近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	訪問介護	2570501151	令和7.3.31

滋賀県南部健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年4月4日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿 一

事業所	事業所の名称	主たる事務所	指定障害福祉	指定年月日	事業所番号
-----	--------	--------	--------	-------	-------

の名称	所在地		の所在地	サービスの種類		
ヘルパース テーション 結	守山市今浜町 2532-5	株式会社叶	静岡県浜松市浜 名区小松1153	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和7.4.1	2510700764

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年4月4日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパース テーション ピース	長浜市余呉町 椿坂246番地	一般社団法人 マルチスイツ チ	長浜市余呉町椿 坂246番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和7.4.1	2510300904

滋賀県南部健康福祉事務所告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年4月4日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
社会福祉法 人栗東市社 会福祉協議 会居宅介護 事業所	栗東市安養寺 190	社会福祉法人 栗東市社会福 祉協議会	栗東市安養寺190	居宅介護 同行援護	2511200079	令和7.3.31

公安委員会公告**技能検定員審査および教習指導員審査実施公告**

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査および同法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和7年4月4日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

1 審査の種類 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条各号に規定する技能検定員審査および同規則第10条第1項各号に規定する教習指導員審査

2 審査の実施日

(1) 第1回

筆記審査 令和7年6月4日(水)

実技審査 令和7年6月4日(水)から同月23日(月)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、滋賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の指定する日

(2) 第2回

筆記審査 令和7年8月13日(水)

実技審査 令和7年8月13日(水)から同年9月1日(月)までの日(土曜日および日曜日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

(3) 第3回

筆記審査 令和7年10月29日(水)

実技審査 令和7年10月29日(水)から同年11月13日(木)までの日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)のうち、公安委員会の指定する日

3 審査の場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

4 審査の対象者

(1) 技能検定員審査

ア 新たに技能検定員審査を受けようとする者

イ 技能検定員資格者証の交付を受けた者で、当該技能検定員資格者証に係る種類以外の種類の技能検定員審査を受けようとするもの

(2) 教習指導員審査

ア 新たに教習指導員審査を受けようとする者

イ 教習指導員資格者証の交付を受けた者で、当該教習指導員資格者証に係る種類以外の種類の教習指導員審査を受けようとするもの

5 審査申請の手続

(1) 申請の方法 所定の申請書に必要事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽(受審者が宗教または医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをいう。以下同じ。)を貼付の上、次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれに定める運転免許証の写し等を添えて、(2)の提出先に持参すること。なお、郵送により申請する場合は、必要事項を記入し、写真を貼付した申請書および運転免許証の写し等を簡易書留または特定記録郵便により、(2)の提出先に送付すること。

ア 技能検定員審査

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許もしくは普通自動車免許または大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許もしくはけん引免許(以下「特定第一種運転免許」という。)に係る技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証の写し(道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード(以下「免許情報記録個人番号カード」という。)を有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が当該免許を受けていることを証するに足りる書面。以下同じ。)

(イ) 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび技能検定員資格者証(大型)

(ロ) 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび技能検定員資格者証(中型)

(ハ) 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび技能検定員資格者証(普通)

イ 教習指導員審査

(ア) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許もしくは普通自動車免許または特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転できる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証の写し

(イ) 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび教習指導員資格者証(大型)

(ロ) 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび教習指導員資格者証(中型)

(ハ) 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写しおよび教習指導員資格者証(普通)

(2) 申請書の提出先 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請書の添付書類等 技能検定員審査等に関する規則第17条または附則第3条の規定により審査細目の一部が免除されることとなる者は、技能検定員等資格者証の写しその他免除の対象者に該当することを証する書面を申請書に添付すること。

(4) 審査手数料の納付 次に掲げる審査の種類に応じ、それぞれに定める額の審査手数料を納付すること。

ア 技能検定員審査

- (7) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 23,750円(審査細目の一部が免除される者については、23,750円から滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)別表第7(以下「別表第7」という。)の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (イ) 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 19,800円(審査細目の一部が免除される者については、19,800円から別表第7の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (ロ) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 14,450円(審査細目の一部が免除される者については、14,450円から別表第7の注2、注3または注4に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (エ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者 22,200円(審査細目の一部が免除される者については、22,200円から別表第7の注2または注3に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

イ 教習指導員審査

- (7) 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 15,100円(審査細目の一部が免除される者については、15,100円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (イ) 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 12,000円(審査細目の一部が免除される者については、12,000円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (ロ) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 9,950円(審査細目の一部が免除される者については、9,950円から別表第7の注5、注6または注7に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)
- (エ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者 12,850円(審査細目の一部が免除される者については、12,850円から別表第7の注5または注6に定めるところにより減ずるべき額を減じた額)

(5) 申請の受付日時

- ア 第1回の審査 令和7年5月14日(水)から同月22日(木)までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 第2回の審査 令和7年7月22日(火)から同月30日(水)までの日(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 第3回の審査 令和7年10月6日(月)から同月15日(水)までの日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

6 問合せ先および審査申請書用紙の請求先 滋賀県警察本部交通部運転免許課 守山市木浜町2294番地(電話077-585-1255)

審査申請書用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表に「指導員等審査申請書用紙請求」と朱書きし、返信用切手110円分を同封すること。

7 審査結果の通知等

- (1) 審査結果の通知等 受審者に対して郵便等により審査結果を通知するとともに、合格者に対しては合格通知書を送付する。
- (2) 審査結果の提供 審査結果については、次に定めるところにより、口頭による提供の求めを行うことができる。
 - ア 受付の期間および時間 審査結果の通知の日から1か月間(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 受付および提供場所 守山市木浜町2294番地 滋賀県警察本部交通部運転免許課
 - ウ 持参するもの 審査結果通知書および運転免許証または免許情報記録個人番号カード
 - エ 提供内容 審査細目ごとの得点
 - オ その他 提供の求めを行うことができる者は、受審者本人に限る。また、電話による審査結果の提供を受けることはできない。

正 誤

令和7年3月31日付け号外(3)滋賀県警察本部訓令第1号中

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

1

下から2

滋賀県警察本部訓令第1号

滋賀県警察本部訓令第8号

